

仙台市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

1 計画の策定の概要

本市では、子育てや生計維持等で様々な困難を抱えるひとり親家庭等が安心して生活ができる環境づくりを推進するため、福祉サービスや自立支援策に係る「ひとり親家庭等安心生活プラン」（仙台市ひとり親家庭等自立促進計画）を策定しています。

当該プランは、平成 17 年度に計画期間を 5 年として第 1 期計画を策定しており、現行の第 3 期計画が平成 31 年度（令和元年度）を以って期間満了となることから、今年度、次期計画を策定する作業を行います。

【根拠法令等】 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）
母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
（平成 27 年厚生労働省告示第 417 号）

【計画の対象者】 仙台市内に居住する母子家庭、父子家庭及び寡婦の方

【計画期間】 令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

2 本協議会でご審議いただく事項

- (1) ひとり親家庭等の生活実態及び支援施策から課題の抽出
- (2) 計画の基本目標の検討
- (3) 課題の解決に向けた施策の基本的な方向性の検討
- (4) 施策体系と施策内容への意見

3 計画策定の基礎資料

- (1) 仙台市ひとり親家庭生活実態調査（平成 30 年 3 月実施）
 - ・アンケート調査
 - ・支援者ヒアリング調査
- (2) パブリックコメント（11 月以降実施予定）